

# 資料提供

(県政・南部・甲賀市  
・湖南市・湖東同時提供)

令和3年(2021年)2月13日  
部 局 名:健康医療福祉部  
所 属 名:医療政策課 感染症対策室  
係 名:管理係  
担 当 者 名:林、光野、墨友、傍島  
連 絡 先 (内 線 ):077-528-3578 (3578)

## 新型コロナウイルスに感染した患者の発生について (県内2,297~2,308例目)

新たに県内で12名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されましたので、現在の調査結果概要をお知らせします。

本件について、引き続き濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

### 概要

項 目	患者2,303例目
(1)年 代	50代
(2)性 別	女性
(3)居住地	甲賀市
(4)職 業	無職
(5)発症日(推定)	2/12
(6)医療機関等受診日	2/12
(7)陽性確定日	2/12
(8)濃厚接触者	調査中
(9)推定される感染経路	施設
(10)他者に感染させる可能性がある時期の行動歴 【発症日前2日~入院まで】	2/10~2/11 外出
(11)陽性患者との接触の有無	あり(障害福祉関連事業所①のクラスター)

<速報> 詳細については調査中のため、後日公表を予定しています。

項目	患者2,297例目	患者2,298例目
(1)年代	30代	10歳未満
(2)性別	男性	非公表
(3)居住地	守山市	守山市
(4)陽性患者との接触の有無	あり	あり

項目	患者2,299例目	患者2,300例目
(1)年代	10歳未満	10歳未満
(2)性別	非公表	非公表
(3)居住地	守山市	守山市
(4)陽性患者との接触の有無	あり	あり

項目	患者2,301例目	患者2,302例目
(1)年代	20代	80代
(2)性別	男性	男性
(3)居住地	彦根市	甲賀市
(4)陽性患者との接触の有無	—	あり（医療機関⑦のクラスター）

項目	患者2,304例目	患者2,305例目
(1)年代	40代	90歳以上
(2)性別	男性	女性
(3)居住地	多賀町	甲賀市
(4)陽性患者との接触の有無	—	—

項目	患者2,306例目	患者2,307例目
(1)年代	50代	50代
(2)性別	女性	男性
(3)居住地	湖南市	大津市
(4)陽性患者との接触の有無	—	—

項 目	患者 2, 308 例目
(1)年 代	20 代
(2)性 別	女性
(3)居住地	草津市
(4)陽性患者との接触の有無	—

<2月12日の速報分についての詳細>

項 目	患者 2, 291 例目	患者 2, 292 例目
(1)年 代	20 代	50 代
(2)性 別	女性	男性
(3)居住地	湖南省	甲賀市
(4)職 業	医療職	無職
(5)発症日（推定）	—	2/9
(6)医療機関等受診日	2/10	2/10
(7)陽性確定日	2/12	2/12
(8)濃厚接触者	調査中	別居の家族（2名）、その他については調査中
(9)推定される感染経路	施設	施設
(10)他者に感染させる可能性がある時期の行動歴【発症日前2日～入院まで】	2/8～2/9 出勤 2/11 出勤	2/7～2/8 外出
(11)陽性患者との接触の有無	あり（医療機関⑦のクラスター）	あり（障害福祉関連事業所①のクラスター）

項目	患者 2, 293 例目	患者 2, 294 例目
(1)年 代	50 代	30 代
(2)性 別	女性	男性
(3)居住地	甲賀市	甲賀市
(4)職 業	団体職員	会社員
(5)発症日（推定）	2/11	2/12
(6)医療機関等受診日	2/12	2/12
(7)陽性確定日	2/12	2/12
(8)濃厚接触者	別居の家族（3名）、その他については 調査中	調査中
(9)推定される感染経路	施設	施設
(10)他者に感染させる可能性 がある時期の行動歴 【発症日前 2 日～入院まで】	2/9 出勤 2/11 外出	2/10～2/12 出勤
(11)陽性患者との接触の有無	あり（障害福祉関連事業所①のクラスター）	あり（障害福祉関連事業所①のクラスター）

項目	患者 2, 295 例目	患者 2, 296 例目
(1)年 代	30 代	80 代
(2)性 別	男性	女性
(3)居住地	甲賀市	甲賀市
(4)職 業	無職	無職
(5)発症日（推定）	2/6	2/10
(6)医療機関等受診日	2/12	2/12
(7)陽性確定日	2/12	2/12
(8)濃厚接触者	調査中	同居の家族（1名）、別居の家族（4名）
(9)推定される感染経路	施設	知人
(10)他者に感染させる可能性 がある時期の行動歴 【発症日前 2 日～入院まで】	2/4～2/10 外出	2/8～ 自宅
(11)陽性患者との接触の有無	あり（障害福祉関連事業所①のクラスター）	あり

県では、感染症法第 16 条第 1 項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行いますが、同第 2 項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護に御配慮ください。

また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やその御家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願いいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いいたします。